

地方自治法の改正（議会手続のデジタル化）等に伴う関係規程の整備についての意見

会派 (議員)	意見	補足説明
<b>【1 鳥取県議会における情報通信技術の活用の推進に関する条例（新設）について】</b>		
公明党鳥取県議会議員団	<p>①第3条第3項、第4条第3項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種通知が到達した時を「ファイルへの記録がされた時」としているが、この表記だと「電磁記録として記憶機器にファイルとして保存された時」と読まれてしまう。<u>修正すべきではないか。</u></li> </ul> <p>-----</p> <p>(原案)</p> <p>第3条第3項 第1項の規定により行われた申請等は、同項の議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。</p> <p>第4条第3項 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（…中略…）に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>②電子通知手段について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会→議員への電子通知手段が書かれていない。今はLogoチャットが主流だが、以前はメールだった。<u>正式文書を送る手段は明記すべきではないか。</u></li> </ul> <p>③電子通知の受領について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子通知の受領の判断を明記すべき。<u>条例で定める会議関係の電子通知は、確認の返信をもって受領とすべきではないか。</u>閲覧だけだと内容を把握していない場合がある。</li> </ul>	<p>行政機関における一般的取扱い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、全国議長会の標準条例、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例など、国・地方を問わず同様の文言で規定されています。</li> <li>「使用に係る」とあり、通知の相手方が電子計算機を問題なく使用できる状態にあることを前提とした規定です。</li> </ul> <p>現行の運用：手段を特定せず柔軟に対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このたびの改正の趣旨は、これまでは必ず書面によることとされていたものを、デジタル化できるようにするというものです。</li> <li>現在は、Logoチャット・メール・ファクシミリ・書面など、柔軟に対応しています。</li> </ul> <p>①を参照。</p>

会派 (議員)	意見	補足説明
<b>【2 鳥取県議会会議規則の一部改正について】</b>		
公明党鳥 取県議会 議員団	①第7章(委員会)について ・ <u>デジタル関係の記述がない。</u>	規定されている。 ・このたび新設する第110条・第111条により、第7章も含めて、会議規則上の手続きは全て、デジタル化できることとなります。 ・また、委員会のオンライン開催については、委員会条例に既に規定されていますし、このたび新設する条例の附則による委員会条例の改正により、委員会条例上の手続きも全て、デジタル化できることとなります。
<b>【3 請願・陳情に関する取扱要領の一部改正について】</b>		
	意見なし	
<b>【その他】</b>		
	①議会運営委員会についてのデジタル化の取り決めはないのか。	規定されている。 2の①(委員会)を参照。
	②デジタル文書・図を作成・閲覧する機器の設置と閲覧場所の確保、閲覧を可能にするネット環境の整備を書き込むべきではないか。	規定されていない。 ・このたびのデジタル化に関する規定は、法令や標準会議規則等を参考に必要な規定を置いています。 ・機器の設置や閲覧環境の整備については、法令や標準会議規則等には規定されていません。
	③デジタル文書の作成者証明、閲覧履歴の保存、改変・乱用・悪用を防ぐ手段、個人情報保護の手段を明記すべき。	別に規定されている。 ・鳥取県公文書等の管理に関する条例 ・鳥取県議会個人情報保護条例 ・鳥取県情報セキュリティ基本方針 など
	④会議録署名などデジタル署名の規定を設けるべき。	規定されている。 ・鳥取県議会における情報通信技術の活用の推進に関する条例第6条第3項 ・鳥取県議会会議規則第111条第3項

会派 (議員)	意見	補足説明
<b>【1 鳥取県議会における情報通信技術の活用の推進に関する条例（新設）について】</b>		
市谷議員	意見なし	
<b>【2 鳥取県議会会議規則の一部改正について】</b>		
	<p>①第45条第1項（発言の場所）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のとおり文言を修正すべき。 「発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言する<u>ことができる</u>。」 （「できる」規定として残す。）</li> </ul> <p><b>【理由】</b> ただし書きについて、改正せず、今までの標準規則通りが良い。質疑を簡易と扱ってはならない。以前は、質疑1回目は登壇が可能であった。「一般質問・質疑」というくくりもあり、「一般質問・質疑」では、1回目は登壇している。</p> <hr/> <p>（原案） 発言は、<u>すべて全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言する<u>ことができるものとする</u>。</p>	<p>運用見直しを求めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このたびの改正の趣旨は、現行の議会運営に合わせて、用語を整理するものです。</li> </ul>
	<p>②第56条第2項（質問）について</p> <p>(1)「緊急」という言葉を削除せずに残すべき。</p> <p><b>【理由】</b> 「質問」と「緊急質問」との違いを明確にするため。</p> <p>(2)「緊急質問」は、標準会議規則のように、<u>発言通告を要しないようにするべき</u>。</p> <p><b>【理由】</b> 発言通告書を提出する暇がないのが「緊急質問」である。発言通告書の提出を前提とすると、「緊急質問」がしにくくなる。</p> <hr/> <p>（原案） 2 議員は、質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、議長の許可を得て、<u>前項の質問に係る第46条第1項の期間を経過した後であっても発言通告書を提出して、緊急質問をすることができる</u>。</p>	<p>(1)について</p> <p><b>用語の使い方。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前段に「質問が緊急を要するときその他真にやむを得ない」という文言があり、「緊急質問」であることを表現しています。</li> <li>・標準会議規則の文言は、「質問することができる」となっています。</li> </ul> <p>(2)について</p> <p><b>運用見直しを求めるもの。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このたびの改正の趣旨は、現行の議会運営に合わせて、用語を整理するものです。</li> <li>・現行の議会運営では、緊急質問であっても発言通告書の提出が必要とされています（議会運営等に関する取扱要綱）。</li> </ul>

会派 (議員)	意見	補足説明
市谷議員	<p>③第 81 条の削除について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急を要する請願は、臨時会に付議することができる」という規定を削除することとしているが、これは「請願・陳情に関する取扱要領」に規定してあるのか。<u>なければ、削除すべきではない。</u></li> </ul> <p><b>【理由】</b> 取扱要領に規定がなければ、「臨時会に付議することができる」旨の規定は残すべきであるため。</p>	<p>臨時会に付議できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願・陳情に関する取扱要領に規定。(現行の取扱いと変更ありません。)</li> </ul>
	<p>(原案) 第 81 条を削除 請願は、受理後最も近い期日に招集せられる定例会に付議する。ただし、緊急を要すると認められる請願は、臨時会に付議することができる。</p>	
	<p>④第 84 条 (請願の審査) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>委員長報告ではなく、請願本体を採決する規定となっており、会議規則の規定に合わせた対応に改善すべき。</u></li> </ul> <p>(原案) 委員会に付託した請願は、委員長の審査報告を<u>まっ</u>て<u>待って</u>採択、不採択を決める。ただし、委員会の付託を省略した請願については、直ちに採択、不採択を決める。</p>	<p>運用見直しを求めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このたびの改正の趣旨は、平仮名を漢字に直す用語の整理のみです。</li> </ul>
<p>⑤第 94 条 (携帯品) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>携帯禁止の規定は不要。</u></li> </ul> <p><b>【理由】</b> 携帯禁止にする必要がない。議員本人が判断すれば良いことである。</p> <p>(原案) 議場に入る者は、帽子、コート、<del>えり巻、つえマフラー</del>若しくは<u>かさ傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たとき会議への出席に必要と認められる物であって議長に<u>あらかじめ届け出たもの</u>については、この限りでない。</p>	<p>運用見直しを求めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯品について、標準会議規則と同様に、標準的な判断基準として規定を置いているものです。</li> </ul>	

会派 (議員)	意見	補足説明
市谷議員	<p>⑥第 110 条第 4 項(電子情報処理組織による通知等)について</p> <p>・通知を發した時に到達したものと「みなす」こととされると、<u>受信ができない場合に不都合が生じるのではないか。</u></p> <p><b>【理由】</b></p> <p>電子情報処理組織を使用して通知を發しても、例えば、災害時などに受信ができない場合、「到達」したとされると困ることがあるのではないか。</p> <p>(原案)</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第 82 条第 1 項、第 83 条第 1 項及び第 108 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の<b>通知を發した時の</b>いずれか早い時)に<b>当該者に到達したものとみなす。</b></p>	1 ページ目の①を参照。
<b>【 3 請願・陳情に関する取扱要領の一部改正について】</b>		
	意見なし	